

新型コロナウイルス
感染症でお困りの方への

支援策・給付金など



支援策	概要
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	<p>【対象者】</p> <p>①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②令和2年の収入が令和元年より3割以上減少する見込みで、次の要件をすべて満たす世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入などのいずれかの減少額が3割以上 ・令和元年の所得の合計が1,000万円以下 ・減少が見込まれる収入に係る所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下
国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の傷病手当金制度	<p>富士見町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われた場合に、療養のため仕事を休んだ期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。</p> <p style="text-align: right;">問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111</p>
介護保険第1号被保険者の介護保険料減免（65歳以上）	<p>【対象者】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の要件をすべて満たす第1号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上である ●減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年所得の合計額が400万円以下である <p style="text-align: right;">問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133</p>

※要件や申請方法など、詳細は担当係までお問い合わせください 【申請期間】 **令和3年3月31日(水)まで**

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

【対象者】 以下の全てに該当する方

- ①令和元年と令和2年の売上が同月比でひと月50%以上減少した方
- ②2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ③法人の場合は、次のいずれかに当てはまる方
 - ・資本金等の総額が10億円未満
 - ・定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

【申請期間】 **令和3年1月15日(金)まで**

※電子申請のみ

問 専門コールセンター ☎0120-279-292

富士見町持続化給付金

追加支援事業

【対象者】

- ①国の持続化給付金を給付されたもの
- ②法人の場合は、町内に本店所在地の法人登記が行われているもの
個人事業者の場合は、町内に住所を有するもの
- ③町税等滞納の無いもの

【給付額】

国の持続化給付金で給付された金額に2/10を乗じた金額以内で最大20万円まで

【申請期間】 **令和3年3月31日(水)まで**

申込 問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。